

ごみの出し方の基本ルール

ごみや資源は、**きちんと分別して**出してください。

- 詳しい分別方法は、P11以降をご確認ください。
- P38からは、辞典形式で品目ごとに収集区分を記載しています。



袋の口は**きちんと結んで**出してください。

- ごみの飛散防止等のため、ご協力をお願いいたします。



1回の収集で出せる量は、**5袋（束）**までです。

ただし、落ち葉・雑草類、枝は**3袋（束）**までです。

- 袋や束の重さは、片手で持てる程度としてください。



決められた場所に収集日の**午前8時まで**に出してください。

- その日の交通事情等によって収集時間は、大幅に変わる場合があります。
- 戸別住宅にお住まいの方は、収集時の見落とし防止のため、敷地内の道路際で、確認しやすい場所に出してください。



可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックは、**必ず指定収集袋**に入れて出してください。

- それ以外の品目は、ひもでしぼるか、透明又は半透明の袋に入れて出してください。
- 黒い袋など、中身が見えないものは収集できません。



一定以上の大きさのものは、粗大ごみです。

- 解体などにより、50cm未満の大きさにすれば、材質に応じて可燃ごみや不燃ごみ等で出すこともできます。
- 粗大ごみの詳細はP38をご確認ください。